

「駐車禁止除外指定車標章」と「いばらき身障者等用駐車場利用証」の違いについて

H29.10.23現在

区分	駐車禁止除外指定車標章	いばらき身障者等用駐車場利用証
発行者	茨城県公安委員会	茨城県(長寿福祉課)
根拠	道路交通法第45条第1項, 同法第49条第1項, 同法第49条の4 茨城県道路交通法施行細則第1条の3第1項第6号カ	いばらき身障者等用駐車場利用証制度実施要項(県要項)
受付窓口	住所地を所管する警察署	お住まいの各市町村窓口(障害福祉担当課又は社会福祉担当課等)
利用場所	道路(指定駐車禁止場所のみ)	ショッピングセンターや公共施設等の施設内の駐車場
制度の趣旨	歩行が困難な身体障害者等が, 公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となる。	障害者等の歩行困難な者が, これらの者のために設置された駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を円滑に利用できるよう, 障害者等の歩行困難な者に対し, 車いす使用者用駐車施設を利用できることを示すいばらき身障者等用駐車場利用証を発行する。
不正利用の場合の罰則	あり(道路交通法第119条の2, 119条の3)	なし
注意事項	除外されるのは指定駐車禁止場所であり, 法定の駐車禁止場所及び駐停車禁止場所への駐車, 駐車の方法に従わない駐車, 車庫代わり駐車, 長時間駐車はできません。	駐車場の利用証であり, 道路の駐車禁止場所には駐車できません。
サンプル		
サイズ	たて・よこ 12.8cm × 18.2cm	たて・よこ 27cm × 14cm